

諫早市就学援助規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒（法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。以下同じ。）に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、本市に住所を有する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する者で、要保護者に準ずる程度に困窮していると諫早市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めたもの
 - ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税
 - (ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免
 - (エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免
 - (オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免
 - (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条、第90条、第90条の2第1項又は同条第2項の規定に基づく保険料の減免

(キ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(ク) 諫早市国民健康保険条例（平成17年条例第135号）第32条の規定に基づく徴収猶予又は同条例第33条の規定に基づく保険料の減免

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第44条の規定に基づく日雇労働被保険者手帳の交付を受けている者

ウ 経済的に困窮している者であって、その世帯の総所得額が生活保護法に規定する生活保護基準額に本市が定めた基準率を乗じて得た額以下であるもの

エ ウに掲げるもののほか、災害、主たる生計維持者の死亡、その他の理由により経済的に困窮していると教育長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、教育的見地から特に必要と認める者に対し、就学援助を行うことができる。

（就学援助を行う費用等）

第3条 就学援助は、次の各号に掲げる費用の全部又は一部について行う。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 新入学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 野外宿泊食事代
- (7) 通学費
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費

2 前項の規定にかかわらず、要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者に対する就学援助は、修学旅行費、野外宿泊食事代及び医療費に限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、諫早市立小中学校以外の国公立小中学校に就学する児童生徒の保護者に対する就学援助は、学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費及び修学旅行費に限るものとする。

(就学援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育長が定める日までに、別に定める申請書に必要な書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者については、前項の規定による申請を要しないものとする。

(就学援助の認定等)

第5条 教育長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就学援助を受ける者としての認定の可否を決定するものとする。この場合において、教育長は、当該児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）及び民生委員・児童委員の意見を聞くことができる。

2 教育長は、前項の規定による決定をしたときは、その結果を前条の規定による申請をした保護者及び校長に通知するものとする。

3 生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者については、当該教育扶助の保護の開始の決定をもって第1項の規定による認定を受けたものとみなす。この場合において、教育長は、前項の規定による通知を省略することができる。

(就学援助の実施)

第6条 就学援助は、前条の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）に対して行うものとする。

(就学援助の対象期間)

第7条 就学援助の対象となる期間は、第5条の規定による認定をした日から当該年度の末日までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(申請内容の変更等)

第8条 認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請内容に変更があったときは速やかに教育長に報告しなければならない。

(認定の取消し等)

第9条 教育長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による認定を取り消すものとする。

- (1) 当該児童生徒が死亡したとき。
- (2) 当該児童生徒が市外に転出したとき。
- (3) 当該認定に係る要件に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により就学援助の認定を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育長が就学援助を必要とする事由が消滅したと認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定者及び校長に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。